

平成29年 多賀城市教育委員会第2回定例会議事録

- 1 会議の年月日 平成29年2月22日(水)
- 2 招集場所 市役所5階 501会議室
- 3 出席委員 教育長 小畑 幸彦 委員 浅野 憲隆
委員 菊池 すみ子 委員 樋渡 奈奈子
委員 根来 興宣
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため出席した事務局職員
副教育長兼教育総務課長 松岡 秀樹
学校教育課長 身崎 裕司
生涯学習課長 萱場 賢一
文化財課長 郷右近正晃
参事兼教育総務課長補佐 佐藤 良彦
- 6 傍聴人 なし
- 7 記録係 教育総務課主査 山形 剛大
- 8 開会の時刻 午後4時30分
- 9 議事日程
日程第1 前回議事録の承認について
日程第2 議事録署名委員の指名について
日程第3 諸般の報告
事務事業等の報告
日程第4 議 事
臨時代理事務 平成28年度多賀城市一般会計補正予算(第5号)
報告第2号 に対する意見について
臨時代理事務 平成29年度多賀城市一般会計予算に対する意見に
報告第3号 ついて
議案第3号 多賀城市教育委員会組織規則の一部を改正する規則
について
議案第4号 多賀城市公民館管理規則の一部を改正する規則につ
いて
報告第1号 内館館跡及び新田遺跡の範囲拡大について
日程第5 その他

教育長

ただいまの出席者は5名であります。定足数に達しておりますので、これより平成29年の第2回定例会を開会します。

日程第1 議事録の承認について

教育長

はじめに、平成29年第1回定例会及び平成29年第1回臨時会の議事録について、承認を求めます。

議事録については、事前にお配りしておりますので、本日は朗読を省略します。前回定例会及び臨時会の議事録について承認を求めますが、御異議はありますか。

(「はい」の声あり)

それでは異議がないものと認めまして、前回定例会及び臨時会の議事録については、承認されました。

日程第2 議事録署名委員の指名について

教育長

続きまして、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、多賀城市教育委員会会議規則第21条第3項の規定により、教育長において浅野委員、根來委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第3 諸般の報告について 事務事業等の報告

教育長

これより、本会議に入ります。

それでははじめに事務事業等の報告をいたします。

諸般の報告、平成29年第1回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

教育総務課関係、1月27日、「平成28年度宮城県市町村教育委員会協議会教育委員・教育長研修会」が仙台市内で開催され、教育長と浅野委員、樋渡委員、根來委員が出席いたしました。

2月2日、「平成28年度多賀城市教育功績者等表彰式」が市役所で開催され、個人28名と2団体の方々に表彰状を授与いたしました。

2月10日、「平成29年第1回教育委員会臨時会」が開催され、「県費負担教職員の任免等の内申」について、原案のとおり可決しました。

2月13日から3月9日まで25日間の会期で「平成29年第1回市議会定例会」が開催され、教育委員会関係の議案では、本日の臨時代理事務報告で提案しております「平成28年度一般会計補正予算（第5号）」については、原案のとおり可決されました。また、「平成29年度一般会計当初予算」につきましては、2月24日から予算特別委員会で審議される予定です。

一般質問については、2月23日と24日に行われ、教育委員会関係では、5名から7件の通告がありました。

学校教育課関係、2月8日、「平成28年度教育研究論文表彰式及び学校運営研修会」が文化センターで開催され、市内小中学校の先生方から応募があった11点の教育研究論文に対して、内容が特に優れている論文2点を優秀賞として教育委員会で表彰し、受彰者から論文の発表がありました。

また、引き続き行われた学校運営研修会では、3校の先生方が実践研究の成果を発表しました。

1月中旬から流行し始めたインフルエンザにより、多賀城市内の小中学校では、1月20日から2月17日までの間、9校22学級が1日間から4日間の延べ48日間の学級閉鎖措置をとりました。今後もうがいや手洗いの励行等、予防策の徹底を指導してまいります。

生涯学習課関係、1月30日、「平成28年度第1回多賀城市立図書館運営審議会」が市役所で開催され、平成28年度における図書館の運営状況に関する経過を報告しました。

2月1日、「平成28年度第3回社会教育委員会議」が市役所で開催され、平成28年度事業の進捗状況の報告と、平成29年度事業の概要を説明しました。

2月2日、青少年健全育成多賀城市民会議主催「青少年善行者表彰式」が市役所で開催され、ジュニアリーダーとして活躍した高校生と地域の環境整備に尽力した多賀城高校野球部が表彰されました。

同日、「社会教育振興員研修会」が中央公民館で開催され、医薬品と健康食品の正しい使い方について社会教育振興員等44名が学びました。

2月4日、生涯学習100年構想実践委員会主催の「ゆめ大会」が文化センター小ホールで開催され、市内の小中学生が未来の夢について意見発表し、280名が耳を傾けました。同大会では高崎中学校吹奏楽部の演奏のほか、や

かもち鍋がふるまわれました。

2月4日、5日の両日、「多賀城ライオンズカップ第13回フットサル大会」が総合体育館で開催され、35チーム361名が参加しました。

前回定例会以降に実施された主な社会教育事業等は別表のとおりです。

文化財課関係、2月6日、行政経営会議において、特別史跡多賀城跡復元整備事業に係る事業費の概算について報告を行い、教育長、副教育長、文化財課長等が出席いたしました。

2月7日、3月29日に予定している「第9回多賀城南門等復元整備検討委員会会議」に係る委員長への事前説明を、文化財課長等が宮城学院女子大学に向いて行いました。

2月17日、「平成28年度多賀城鹿踊連絡協議会」が開催され、平成28年度の活動報告と、今後の活動について協議が行われ、文化財課長等が出席いたしました。

平成29年2月22日提出、教育長、以上でございます。

それでは、ただいまの報告について、質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、質疑がないものと認め、事務事業等の報告を承認いたします。

日程第4 議事

臨時代理事務報告第2号 平成28年度多賀城市一般会計補正予算(第5号)に対する意見について

教育長

次に、議事に入ります。はじめに、臨時代理事務報告第2号「平成28年度多賀城市一般会計補正予算(第5号)について」、各課長から説明をいたします。副教育長。

副教育長

それでは、臨時代理事務報告第2号「平成28年度多賀城市一般会計補正予算(第5号)について」説明をさせていただきますので、5ページをご覧ください。

臨時代理事務報告第2号「平成28年度多賀城市一般会計補正予算(第5号)に対する意見について」ですが、市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見を求められたことから、平成29年1月26日に臨時代理により別紙のとおり回答したので報告するものです。

次のページをご覧ください。こちらにありますとおり、異議ない旨回答して

おります。今回の、補正予算の内容等につきましては、次の7ページからの、資料に基づきまして、順に御説明いたします。

こちらは、市議会に提案された議案でございます。この議案につきましては、2月17日に開催された市議会定例会で承認を得ております。

資料の11ページをご覧ください。歳出合計ですが、今回の補正額は、8億6,096万1千円の減額で、補正後の一般会計の予算額については、291億9,324万1千円となるものです。

10款教育費につきましては、教育総務費から保健体育費まで補正をしていますが、補正額は合計で2億2,279万5千円の減額で、補正後の教育費の予算額は、26億9,818万2千円となるものです。

内容の詳細につきましては、各課長から順に御説明いたします。それでは、歳出から内容を御説明いたしますので、32、33ページをお願いいたします。

10款1項2目事務局費で、1,450万7千円の減額でございます。

説明欄教育総務課関係で、1「幼稚園就園奨励費補助事業」の1,450万7千円の当初予算からの減額ですが、これにつきましては、対象人員の実績に基づくもの、それから県の補助がございしますが、年度当初では県の補助金が決まっておりましたが、一定の被災を受けた方に対する補助が平成28年度も引き続き行われることが決まりましたので、その財源の内訳を変更するものでございます。この補正における対象人数は875人と見込み、最終確定までには変動があらうかと思いますが、補正時点での人数はそのようになっております。

次のページをお願いいたします。

10款2項1目小学校の学校管理費で、392万円の増額でございます。

同じく教育総務課関係で、1「学校施設維持管理事業」で、408万5千円の増額でございます。

こちらにつきましては、天真小学校で特別支援学級の肢体不自由児の学級が新設されること、情緒障害学級の増設が見込まれることから、スロープ等の施設の一部改修と、必要な備品等の購入をそれぞれ行うもので、委託料で297万円、備品購入費で111万5千円をそれぞれ増額するものでございます。

学校教育課長

学校教育課関係で、説明欄1「夏休み学校プール管理運営事業〔小学校〕」ですが、プール開放日が予定より少なく、プール監視員賃金減に伴う16万5千円の減額補正でございます。

次に、2目教育振興費で、67万5千円の減額補正をするものでございます。

学校教育課関係で、説明欄1「就学援助事業〔小学校〕」の修学旅行費の事

業確定に伴う43万1千円の減額補正でございます。

説明欄2「特別支援教育就学奨励事業〔小学校〕」の学校給食費につきましては、事業費確定に伴う24万4千円の減額補正でございます。

副教育長

次に、10款3項1目中学校の学校管理費で、1万9千円の増額でございます。

説明欄の教育総務課関係ですが、1の「中学校施設維持管理事業」で、9万2千円の増額でございます。

これは、高崎中学校で特別支援学級の情緒障害学級の新設が見込まれることから、必要な一般管理用備品を購入するものでございます。

学校教育課長

学校教育課関係説明欄1「夏休み学校プール管理運営事業〔中学校〕」ですが、これもプール開放日が予定より少なく、プール監視員賃金減に伴う7万3千円の減額補正でございます。

2目教育振興費で209万7千円の減額補正をするものでございます。

学校教育課関係で、説明欄1「就学援助事業〔中学校〕」の修学旅行費及び校外活動費の事業確定に伴う199万6千円の減額補正でございます。

説明欄2「特別支援教育就学奨励事業〔中学校〕」の修学旅行費の事業確定に伴う10万1千円の減額補正でございます。

次のページをお開きください。

生涯学習課長

4項3目公民館費で1,512万6,000円の増額補正をするものでございます。

説明欄生涯学習課関係の「大代地区公民館冷暖房設備整備事業」と山王地区公民館関係の「山王地区公民館冷暖房設備整備事業」につきましては、はじめにその概要を一括して説明させていただきますので、資料の48ページをご覧ください。

これらの事業の目的、趣旨は、1に記載のとおり、地区公民館各室の冷暖房設備を整備し、利用者にとって快適な利用環境を整えることにより、施設利用の促進を図るといったものです。

事業の概要につきましては2の表にまとめております。

(1)の大代地区公民館冷暖房設備整備事業につきましては、大代地区公民館のうち唯一冷房機が設置されていなかった調理室にエアコンを設置し、併せて既存の暖房機を撤去することが主な整備内容となります。

一方、(2)の山王地区公民館冷暖房設備整備事業につきましては、山王地区公

民館は大代地区公民館に比べて冷房機の整備が遅れていましたが、今回、全室において冷房を利用できる環境を整備するとともに、既存の暖房機の老朽化が進んでおりましたことから、これらを更新し、各室にエアコンを設置することが主な整備内容となります。また、第2、第3和室につきましては、応急仮設住宅に設置されていたルームエアコンを再利用していたところですが、新しいエアコンに付け替えることとするものです。

次に、49ページの3「事業費、財源措置等」の表をご覧ください。

ただいま申し上げました2つの事業の事業費は、表の歳出予算補正額の欄に記載のとおりで、財源につきましては、公益財団法人宮城県市町村振興協会の市町村交付金、これはオータムジャンボ宝くじの収益金の一部を原資とする交付金で、県内各市町村に交付されるものですが、本市に1,068万7千円が交付されることとなりましたので、それぞれの事業の事業費に応じて按分して充当することとし、不足分を一般財源で賄うこととするものとなります。

また、4の「繰越明許費の設定」をご覧くださいなのですが、これらの2つの事業は、補正予算成立後に契約手続を行い、さらにその後に工事を施工することとなるため、平成28年度内での工事完了が困難と判断されますので、地方自治法第213条第1項の規定に基づき繰越明許費の設定をし、平成29年度に予算を繰り越して実施することといたします。

なお、事業の完了時期につきましては、夏季の熱中症対策として間に合わせられるよう、平成29年6月末日を予定しております。

続いて、事項別明細書に基づいて説明をいたしますので、恐れ入りますが、36、37ページにお戻り願います。

説明欄生涯学習課関係の「大代地区公民館冷暖房設備整備事業」194万円の内訳は、11節需用費の1万円は図面焼付代、15節工事請負費の193万円はエアコン設置工事費が主なものとなります。

次に、山王地区公民館関係の「山王地区公民館冷暖房設備整備事業」1,318万6千円の内訳は、11節需用費の2万円は図面焼付代、15節工事請負費の1,316万6千円は電気設備工事費、エアコン設置工事費が主なものとなります。

恐れ入りますが、ここで13ページをお願いします。

第2表「繰越明許費補正」でございますが、10款4項社会教育費の大代地区公民館冷暖房設備整備事業で194万円、山王地区公民館冷暖房設備整備事業で1,318万6千円で、今回歳出補正に係る事業費の全額について繰越明許費の設定をするものでございます。

恐れ入りますが、36、37ページにお戻り願います。

文化財課長

次に、4目文化財保護費でございますが、2,507万3千円の減額補正でございます。

説明欄1の「特別史跡多賀城跡復元整備事業」の減額補正は、多賀城南門の耐震構造解析方法について、当初、高層ビル等の建築に用いられる時刻歴応答解析方式を予定しておりましたが、多賀城南門等復元整備検討委員会議や文化庁及び宮城県仙台土木事務所の指導で、住宅等の建築に用いられる限界耐力計算方式が採用されたことにより安価になったこと、及び当該検討委員会議で、南門及び築地の意匠の決定に相当の時間を費やしたことにより、南門等周辺の植栽整備について意見の集約に至らず、周辺整備計画の策定が次年度となったこと、などによる委託料の減額でございます。

次に、5目史跡保存費で、1億4,600万円の減額補正でございます。

説明欄1の「多賀城跡附寺跡特別史跡公有化事業」で、土地公有化及び家屋移転補償を予定していましたが、所有者の死亡や所有者からの移転等の同意が得られず不調となったことから減額するものでございます。

次に、9目埋蔵文化財調査センター費で4,178万7千円の減額補正でございます。

説明欄1の「埋蔵文化財調査受託事業」の1,343万3千円の減額補正は、今年度5件の調査を実施しておりますが、いずれも遺構・遺物の発見が極めて少なく、人件費や重機使用等が削減されことにより事業費を減額するものでございます。

2の「埋蔵文化財緊急調査事業（復興交付金）」の713万5千円の減額補正は、次のページをお願いします。

今年度14件の調査を実施しておりますが、これも先に御説明した埋蔵文化財調査受託事業と同様に、遺構・遺物の発見が少なく、人件費や重機使用等が削減されことと、発掘調査報告書の刊行が次年度以降になったことにより事業費を減額するものでございます。

3の「埋蔵文化財調査受託事業（ほ場整備）」の1,432万3千円の減額補正は、当該事業に従事する発掘調査能力を有する非常勤職員2名の応募が無かったことによる人件費の削減や、調査箇所が遺構検出面が浅く、表土の掘削作業が少なかったため、重機使用等が削減されことにより事業費を減額するものでございます。

4の「調査資料デジタル化事業」の146万6千円の減額補正、及びその下の5の「埋蔵文化財保存活用整備事業」の125万8千円の減額補正は、国庫補助対象事業メニューが制限されたことにより事業費を減額するものでござい

ます。

6の「埋蔵文化財調査センター庶務事務」の417万2千円の減額補正は、先ほど説明しました、3の「埋蔵文化財調査受託事業（ほ場整備）」以外の発掘調査事業に従事する、発掘調査能力を有する非常勤職員6名を公募し、これまで4名を採用しておりますが、2名の応募が無かったことにより報酬を減額するものでございます。

次の40、41ページをお願いします。

学校教育課長

5項2目学校給食管理費で1,172万1千円の減額補正でございます。

学校給食センター関係説明欄1「学校給食調理事業」で、都市ガス使用料減少及び食材発注業務の食数減に伴う1,172万1千円の減額補正でございます。

学校教育課長

続いて、歳入の説明をいたしますので、資料の20、21ページをご覧ください。

14款2項5目教育費国庫補助金で、1億2,009万1千円の減額補正でございます。

1節小学校費補助金の説明欄1「特別支援教育児童就学奨励費補助金」ですが、事業費確定に伴い12万円を減額するもので、国の補助率は2分の1でございます。

2節中学校費補助金の説明欄1「要保護生徒就学援助費（修学旅行費）補助金」ですが、事業費確定に伴い8万4千円を減額するものでございます。次のページをお開きください。国の補助率は2分の1になります。

説明欄2「特別支援教育生徒就学奨励費補助金」ですが、事業費確定に伴い4万9千円を減額するもので、国の補助率は2分の1でございます。

副教育長

次に、3節幼稚園費補助金で1,086万1千円の増額ですが、

これは、歳出で御説明申し上げました、幼稚園就園奨励費補助金に対する補助金でございまして、補助対象額の3分の1に調整率を乗じた金額と、計上済額との差額を増額するもので、今年度の調整率が、当初見込みの0.65から0.97となる見込みによる増額でございます。

文化財課長

次に、4節社会教育費補助金で1億3,069万9千円の減額補正でございます。

説明欄文化財課の1「史跡等購入補助金」から埋蔵文化財調査センターの1

「国宝重要文化財等保存整備費補助金」までの減額は、歳出で御説明申し上げました「多賀城跡附寺跡特別史跡公有化事業」等の事業費の減額に伴う補正でございます。

次の24、25ページをお願いいたします。

学校教育課長

15款2項6目教育費県補助金で、560万1千円の増額補正でございます。

1節小学校費補助金説明欄1「宮城県被災児童生徒就学支援事業費補助金」でございますが、事業費確定に伴い4万2千円を減額するもので、県の補助率は10分の10でございます。

次に、2節中学校費補助金説明欄1「宮城県被災児童生徒就学支援事業費補助金」でございますが、これも事業費確定に伴い20万7千円を減額するもので、県の補助率は10分の10でございます。

文化財課長

次に、3節社会教育費補助金で、説明欄1の「史跡等購入費補助金」584万円の減額でございますが、これは歳出で御説明申し上げました、「多賀城跡附寺跡特別史跡公有化事業」の事業費の減額に伴う補正でございます。

副教育長

次に、5節幼稚園費補助金1、169万円の増額ですが、説明欄「宮城県被災幼児就園支援事業費補助金」でございますが、この補助制度は平成23年度に創設されましたが、平成28年度も引き続き存続するかどうかははっきりしていなかったため、当初予算では計上しておりませんでした。

今回、補助制度が継続され、対象となる園児が74人と見込まれることから増額補正するものでございます。補助対象金額の10分の10が県から補助されるものでございます。

文化財課長

28、29ページをお願いいたします。

20款諸収入、4項受託事業収入でございます。3目教育費受託事業収入で2、295万8千円の減額補正でございます。説明欄1の「埋蔵文化財発掘調査受託」の減額は、歳出で御説明申し上げました埋蔵文化財調査受託事業費を減額することに伴う補正でございます。

学校教育課長

次に5項2目雑入で、82万9千円の減額補正でございます。

5節「学校給食費実費徴収金」で、説明欄1「小学校」で554万9千円、次のページをお開きください。「中学校」で617万2千円、都合1、172万1千円の減額補正でございます。

これは、歳出の際に御説明しましたとおり、小学校・中学校の給食の食数の見込みが減ったものによるものでございます。

副教育長

ここで、債務負担行為の御説明を申し上げますので、14ページをご覧いただきたいと思えます。

学校教育課長

学校教育課関係で、上から3つ目の「小中学校外国語活動指導支援業務委託」でございますが、今年度で契約が終了することから、新たに平成29年度から平成31年度までの3年間の契約をするため、5,702万4千円の債務負担行為を設定するものでございます。

副教育長

14ページでその下の「自家用電気工作物保安管理業務委託」で、平成29年度から平成31年度まで64万8千円の限度額を設定するものでございますが、その内訳として43ページをご覧いただきたいと思えます。上の段の「(追加)」というところでございますが、番号の2番で「自家用電気工作物保安管理業務」で、城南小学校の改修工事に伴う電気工作物の増加分といたしまして、4万8千円を教育総務課分として設定するものでございます。

お戻りいただきますが、14ページをご覧ください。

「印刷機等借上料」とございますが、平成29年度から平成33年度まで全体で138万4千円を限度額として設定するもので、その内訳としまして43ページをご覧願います。

「(追加)」の下の段で「印刷機借上料」138万4千円でございますが、「印刷機の借上げ」多賀城小学校外2校で教育総務課関係23万円、「印刷機の借上げ」多賀城中学校外3校で教育総務課関係30万5千円の債務負担行為を設定するものでございます。

生涯学習課長

恐れ入ります、もう一度14ページにお戻り願います。「(追加)」の表の太枠で囲んでいる一番最後の行の項目になります「単年度契約事務に係る各種業務委託等」ですが、期間としては平成29年度の単年度の設定となりますが、限度額を7億8,547万1千円とするものです。こちらの内訳につきましては、恐れ入ります、43ページをご覧いただきたいと思えます。

43ページの2つ目の表として「(追加)単年度契約事務に係る各種業務委託等」がございます。次の44ページをご覧いただきたいと思えます。

教育委員会関係としましては、44ページの64番から45ページの69番まで、この太枠で囲われている分が、教育委員会関係となります。

はじめに、64番の映写機材借上料は、限度額を1万円とする債務負担行為を設定するものでございますが、これは中央公民館所管の「視聴覚ライブラリー運営事業」で使用しているプロジェクターの借上料で、再リースをするものでございます。

文化財課長

続きまして文化財課関係でございますが、65、66、67、68、69番に記載のとおり、この業務委託等についての債務負担行為を行うものでございます。

副教育長

46ページ以降に、それぞれ単価契約等の追加、変更がございますが、概要のみ申し上げます。46ページの49番に「印刷機等消耗品購入」とありますが、以下の太枠で囲んでおります内容等につきまして、例年どおり記載の業務について債務負担行為を設定するもので、「(変更)」あるいは「(追加)」として設定するものでございます。46ページと47ページでそれぞれ太枠で囲んでいるのが、教育委員会関係となりますので、詳細については説明を省略させていただきます。

以上で、今回の補正予算の内容の説明を終わります。

教育長

ただいまの説明について、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第2号を承認します。

臨時代理事務報告第3号 平成29年度多賀城市一般会計予算に対する意見について

教育長

次に、臨時代理事務報告第3号「平成29年度多賀城市一般会計予算について」、各課長から説明をいたします。副教育長。

副教育長

それでは説明をさせていただきます。臨時代理事務報告第3号「平成28年度多賀城市一般会計予算に対する意見について」、議案の51ページをご覧ください。

臨時代理事務報告第3号「平成29年度多賀城市一般会計予算に対する意見について」、市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規

定に基づく意見を求められたことから、平成29年2月3日に臨時代理により別紙のとおり回答したので報告するものです。別紙は、次の52ページにありますが、異議ない旨、回答しております。

別冊の資料として、臨時代理事務報告第3号資料1の予算書、資料2の実施計画がありますが、実施計画のほうは、詳細な事業内容が記載されておりますが、本日の説明は資料1の予算書の方でさせていただきますので、資料2の方は、後ほどご覧いただきたいと思っております。

それでは、別紙の資料1、一般会計歳入歳出予算書をご覧ください。これから御説明する平成29年度予算の内容ですが、今週、2月24日から3月9日まで市議会定例会で審議が行われる予定でございます。

その6ページ、7ページをお願いします。歳出の集計表です。一番下に、一般会計予算の合計額が出ておりますが、総額で284億5,000万円でございます。

なお、枠で囲って10款の教育費予算を示しておりますが、後ほど後ろの資料で詳細を説明いたしますが、総額は25億7,404万7千円になっております。

14ページに、教育委員会所管分の歳出予算の対前年度比較表がございますが、一番下の欄になりますが、一般会計の合計額では前年度に比較しますと、13億9,000万円、5.14%の増となっております。

教育費の合計で、平成29年度は25億7,404万7千円、対前年度比で6億9,693万1千円、21.31%の減となっております。中でも、小学校費の減が非常に大きくなっていますが、これは城南小学校の大規模改修事業が終了することに伴う関係経費の減が主なものになります。

なお、予算額の主な増減につきましては、次のページからの資料で、各課ごとに御説明いたします。

はじめに、歳出から御説明いたしますので、17ページをお開きください。

17ページから20ページまでの資料ですが、教育委員会分は10款でございますが、職員人件費分は除いた金額になっておりまして、平成29年度予算の教育委員会所管分を、各課ごとにまとめたものでございます。

なお、説明につきましては、各事業に通し番号を振っておりますが、前年度との比較を記載しておりますので、平成29年度から始まる新規事業、前年度と比較して特に増減の大きい事業等について、主な項目を各課長から御説明いたします。

それ以外の、経常的な事務経費で、前年度と同じ内容のものについては、説明を割愛させていただきますので、御承知願います。

それでは教育総務課関係で、9番「開校記念事業補助事業」として20万円の計上ですが、こちらは、東豊中学校が開校30周年を迎えますことから、記念事業への補助をするものでございます。補助率3分の1で、上限20万円となっております。

続きまして17番で、「小学校環境整備事業」として280万8千円計上してございますが、こちらは城南小学校増築校舎の玄関扉の改修を予定してございます。

続きまして18番「校務情報化推進事業（小学校）」でございますが、こちらは教職員の校務負担軽減を図るため、計画的に小中学校の教職員にパソコン、校務支援システムを導入する事業を進めてございますが、平成29年度は山王小学校、天真小学校に導入する予定でございます。

続きまして19番の「多賀城東小学校プール改修事業」及び20番の「城南小学校プール改修事業」でございますが、それぞれ設置から38年、39年を経過し老朽化が進んでいることから、今回プールの缶体シート、ろ過器の改修を行うものでございます。

その下の21番「城南小学校校舎大規模改造事業」が、前年度から0ということでございますが、これは事業確定に伴う減ということでございます。

飛びまして30番でございますが、「校務情報化推進事業（中学校）」につきましては、ただいま申し上げました小学校と同様に、平成29年度は東豊中学校にパソコンと校務支援システムを導入する事業でございます。

教育総務課関係の主なものは以上でございます。

学校教育課長

学校教育関係になります。

47番「子どもの心のケアハウス運営事業」でございます。後の21ページをご覧ください。

これは、来年度新規に立ち上げる事業でございます。

「子どもの心のケアハウス運営事業」の「ねらい」については、宮城県が不登校の出現率が全国一ということで、多賀城市もそれを上回った出現率になっていることもありまして、新たに不登校・いじめの心のケアを包括した支援体制を構築するものです。

本事業は、宮城県の「みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業」補助金を活用して行うものです。

2番目の「体制」についてですが、「子どもの心のケアハウス運営事業」から左右に2つ点線が分かれておりますが、従来の「スクールカウンセラー活用調査研究事業」、「いじめ防止対策事業」、「スクールソーシャルワーカー活

用事業」を横並びで一体化して、総合的な支援をするものです。

「子どもの心のケアハウス」の中身ですが、まず左側の「中学校学校生活指導支援事業」が今年度までありますが、それを「心のケアハウス運営事業」の中に取り込み、中学校2校に支援員を配置します。右側の「心の教室相談員活用事業」も「心のケアハウス運営事業」の中に取り込み、中学校4校に1名ずつ支援員を配置します。「適応支援員」と名前は変わるのですが、「心のケア支援員」は従来どおり中学校に配置します。

体制として、「スーパーバイザー」として1名については、スクールソーシャルワーカーを配置し、それから「学び支援員」として3名を任用しますが、うち常駐は2名となり、常駐する内訳はスーパーバイザー1名と学び支援員2名となり、子どもたちの支援にあたります。

3番目の「今回の支援体制充実により期待される効果」としては、先ほど御紹介しましたように横の連携が強化されるということ、2つ目は既存のスクールソーシャルワーカーが「子どもの心のケアハウス」のスーパーバイザーを務めることによって、これも横の連携が図れるようになります。3つ目としましては、現在スクールソーシャルワーカー1名を配置して事業を行っていますが、今回の事業を活用することによって2名の配置ができるようになります。

4番目の「子どもの心のケアハウス運営事業の内訳」ですが、全体では1,798万円、うち、県補助金は1,768万円になり、一般財源は30万円を支出するものです。

補助金の内訳ですが、人件費としての申請予定額が900万円で、10分の10の補助、限度額は900万円となります。施設整備費として400万円、10分の10で限度額は650万円となります。施設借上経費として360万円、10分の10で限度額は360万円となります。維持管理費として60万円、補助率は3分の2で限度額は60万円になりますが、支出額として90万円を見込んでいるため、30万円が一般財源からの支出となります。事業経費として48万円、10分の10で限度額は200万円となります。

総計の申請予定額は1,768万円、限度額2,170万円となります。

次の21ページ、裏面をご覧ください。

「多賀城市不登校、いじめ、心のケア等対策事業の比較」としまして、平成28年度実施事業と平成29年度実施事業の比較になります。

平成28年度の上から3つ目と4つ目、「心の教室相談員活用事業」と「中学校学校生活指導支援事業」を、平成29年度の下から2つ目「子どもの心のケアハウス運営事業」に一本化します。それから後ほど御説明しますが、平成29年度では「学校適応アセスメント検査事業」を立ち上げて、学級づくりに

役立てる事業を行うことになっています。その下の予算額の内訳として、総額で今年度の1,001万2千円から、来年度は2,929万9千円になります。事業費は約3倍になりますが、一般財源からの支出は3分の1以下になります。それから先ほど申し上げた「学校適応アセスメント検査事業」は、東日本大震災復興基金から支出することになっています。

それでは資料18ページにお戻りいただきます。

58番の「小学校副読本作成事業」としまして、平成29年度から5年間で配付する「わたしたちの多賀城」の作成費用として、355万9千円を計上しています。

78番、79番の「中学校学校生活指導支援事業」と「心の教室相談員活用事業」ですが、先ほど申し上げました「子どもの心のケアハウス運営事業」に包括しますので、平成29年度の予算は0円となります。

以上が学校教育課関係となります。

生涯学習課長

続いて、生涯学習課関係です。生涯学習課関係は、生涯学習課、中央公民館、山王地区公民館の分を説明させていただきます。

まず18ページの88番の「防災キャンプによる地域教育力向上事業」で、50万円を計上するものでございます。

本事業は、災害などの非常時に主体的に対応することができる青少年を育成するとともに、地域の方々の防災キャンプへの参画により、地域防災力の基盤となる地域コミュニティの醸成を図り、地域教育力を向上させようとするものでございます。

平成28年度は、宮城県からの委託事業として実施したところですが、平成29年度からは、東日本大震災復興基金を活用して、本市の単独事業として実施することとしております。全体の事業期間としては、震災復興計画期間に合わせて平成32年度までとしておりますが、当該期間に集中的に防災キャンプを実施し、その後は既存事業内のイベントなどに切り替えて実施していくことを予定しております。

平成29年度では、前年度と同様に、学校等の夏季休業期間を利用し、大代地区公民館を会場として1泊2日のキャンプを実施するほか、山王地区公民館を会場としてデイキャンプを実施することを計画しております。

本事業に係る経費の内訳ですが、平成28年度に実施した防災キャンプの実績を踏まえ、実施主体の創意工夫を活かし、より自由度の高い事業展開となるよう、大代地区公民館で実施する防災キャンプを大代地区コミュニティ推進協議会に委託するための経費25万円を計上するほか、山王地区公民館で実施す

る防災デイキャンプに係る講師謝金、消耗品購入費、防災キャンプ運営用品としてテント1張り分の購入費用を計上するものです。

続いて97番の「大伴家持顕彰会補助事業」で、15万5千円を計上するものでございます。

本事業は、多賀城に赴任し、この地で終焉を迎えた万葉歌人大伴家持を偲ぶとともに、特別史跡多賀城跡を広く世に紹介することを目的に発足しました大伴家持顕彰会に対し、補助金の交付などの支援を行うといったものですが、平成28年度まで文化財課で所管していたものを生涯学習課に所管換えするものです。

次に19ページをご覧ください。

106番の「全国万葉故地サミット交流事業」で、4万5千円を計上するものでございます。

全国万葉故地サミットは、大伴家持の生誕1300年を迎えることを契機に、全国の万葉にゆかりのある自治体が結集し情報交換と連携を深め、都市間交流の進展を図り、万葉の魅力を全国に広く発信することを目的として、平成28年10月に富山県高岡市において第1回目のサミットが開催されたところでございます。

第2回目のサミットは、平成30年に本市において開催されることとなっておりますので、平成29年度においては、サミット開催に向けての各種準備を進めていくこととしております。

次に107番の「全国高等学校総合文化祭運営事業」で、230万3千円を計上するものでございます。

平成29年度におきましては、宮城県を会場に全国高等学校総合文化祭、大会愛称「みやぎ総文2017」が開催されます。

本大会は、芸術文化活動に取り組む全国や海外の高校生が集い、日頃の活動の成果を発表し、技を競い、交流を深める「高校生最大の芸術文化の祭典」と位置付けられておりますが、宮城県で開催されることもあり、東日本大震災からの復興の確かな歩みと被災地の元気な姿を広く発信し、支援をいただいた多くの方々へ感謝の気持ちを表すことも開催趣旨の一つとされております。

本市では、文化センターを会場として日本音楽部門と吹奏楽部門の2部門が開催されることとされておりますので、大会会場の提供に係る各種調整や来訪者歓迎に係る各種準備、運營業務に携わることとなります。

本事業に係る経費は、舞台設備使用料、冷房使用料などで170万6千円を見込むほか、駐車場の整備、来訪者歓迎用横断幕の作成、文化センター閉館時間帯における大会運營業務支援の委託に要する費用として59万7千円を計上

するものです。

なお、大会日程につきましては、日本音楽部門にあつては7月31日（月）、8月1日（火）、吹奏楽部門にあつては8月3日（木）、4日（金）が予定されております。

112番の「大代地区公民館管理運営事業」で、2,559万6千円の計上でございます。

中央公民館の130番にも同名の事業があり、予算額が皆減となっておりますように、平成29年度におきましては、当該事業を中央公民館から生涯学習課に所管換えするものです。

本事業に係る経費は、大代地区コミュニティ推進協議会に対する大代地区公民館指定管理料2,557万5千円が主なものとなります。

次に113番の「市立図書館管理運営事業」で、3億814万2,000円の計上は、前年度と比べて39万5千円の減額となっておりますが、概ね前年度と同様の事業費を計上しております。

本事業に係る経費は、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社に対する市立図書館指定管理料2億7,053万2千円、多賀城駅北ビルA棟の共用部分に係る共益費負担金3,723万5千円が主なものとなります。

続いて114番の「文化センター管理運営事業」で、1億2,170万1千円の計上は、前年度と比べて11万4千円の増額となっておりますが、文化センター開館30周年を迎えることから、記念事業に係る経費を計上したことが主な理由となります。

文化センター指定管理者が実施する自主事業や共催事業を中心に、記念事業として相応しい催しのタイトルに「開館30周年記念」の文言を冠し、年間を通して文化センターの開館30周年を広く印象付けていくことを予定しております。また、30年前に文化センターの東側玄関脇に埋設しましたタイムカプセルを掘り出し、開封することなどを予定しておりますが、具体的な記念事業に関しては、文化センター指定管理者の持つ民間企業のノウハウ等を活用し、連携しながら実施していくこととしております。

本事業に係る経費は、文化センター指定管理料1億2,116万円のほか、タイムカプセルの掘出し等に要する経費として9万8千円を計上するのが主なものとなります。

次に、119番の「全国高等学校総合体育大会運営事業」で、884万3千円の計上でございます。

平成29年度全国高等学校総合体育大会、いわゆるインターハイは、山形県を幹事として、宮城県、福島県の南東北ブロックで開催されることとなっております。

り、本市では、利府町との合同開催で、女子バレーボール競技を担当することとなっております。

平成28年度におきましては、高体連専門部からの担当教員の派遣協力を受け、大会の準備や運営の主体となる多賀城市実行委員会の立上げや合同開催となる利府町との打合せなど、各種大会準備を進めているところでございます。

平成29年度はいよいよ大会開催年度となるわけですが、多賀城市実行委員会が主体となって大会の準備や運営を行うこととなっておりますことから、本市としては同委員会に対し、大会の準備や運営に必要な経費を補助金として交付するほか、同委員会の事務局として大会の準備や運営に携わることとなります。

女子バレーボール競技の準備・運営に係る全体の予算管理や執行は多賀城市実行委員会が担当することとなりますが、同実行委員会の平成29年度予算は、現在のところ収入、支出ともに約3,820万円を見込んでいるところです。収入につきましては、先に申しあげました本市から多賀城市実行委員会に対して交付する補助金のほか、国庫補助金、県負担金、高体連負担金、参加料、利府町実行委員会負担金などで賄うこととなり、これらにつきましては本市の予算を通さず、直接多賀城市実行委員会に収入され、執行されることとなります。

今回、本市予算に計上しました経費につきましては、インターハイの準備・運營業務に携わる非常勤職員1名分の雇用に係る報酬及び共済費で213万4千円、多賀城市実行委員会への補助金658万5千円が主なものとなります。

なお、大会日程につきましては、7月29日（土）から8月1日（火）までの4日間が予定されております。

続いて122番の「多賀城市総合体育館改修事業」は、事業完了により前年度から皆減となるものです。

続いて135番の「山王地区公民館冷暖房設備整備事業」は、前年度から皆減となっておりますが、先に平成28年度多賀城市一般会計補正予算（第5号）でも説明いたしましたように、各室にエアコン設置等に必要な予算を計上し、これを翌年度に繰り越すこととしておりますので、当初予算には計上されてはおりませんが、平成29年度において全室のエアコン整備が完了することとなります。

生涯学習課関係は以上です。

文化財課長

次に、文化財課関係について御説明いたします。

4目の文化財保護費で、138番の「特別史跡多賀城跡復元整備事業」の742万2千円は、昨年と比較しまして5,528万8千円の減額となっております。

りますが、これは、平成28年度の事業において、建物耐震設計を盛り込んだ復元実施設計の修正が完了したことに伴う減額です。

なお、平成29年度の事業につきましては、多賀城中央公園第6工区内にガイダンス施設を設置するためのボーリング地質調査と、先ほど平成28年度一般会計補正予算（第5号）の報告で御説明いたしましたが、昨年の多賀城南門等復元整備検討委員会議で、南門等周辺の植栽整備の意見の集約に至らず、今年に策定することとなった周辺整備計画が主な事業であります。

次に、143番の「日本遺産普及啓発事業」の4千円でございますが、平成28年4月25日に興井や末の松山などが「政宗が育んだ伊達な文化」として日本遺産に認定されました。その後、日本遺産の認定を受けた団体等が関係省庁と連携し、日本全国に点在するストーリーを国内外に向けて積極的に情報発信することによる地域及び日本のブランドカの向上を目的として、文化庁を中心に日本遺産連盟が平成28年7月1日に設立されました。その日本連盟への加入負担金として計上するものでございます。

次に、144番の「大伴家持顕彰会補助事業」の皆減につきましては、先ほど生涯学習課長が説明しましたとおり、生涯学習課への所管替えに伴うものでございます。

次に、5目の史跡保存費で、145番の「多賀城跡附寺跡特別史跡公有化事業」の2億円の計上でございます。これは、継続実施している多賀城跡附寺跡特別史跡公有化事業で、約4,500平方メートルの土地買収と家屋等の移転補償3件を予定してございます。

次の20ページをお願いします。

続きまして、埋蔵文化財調査センター関係について御説明いたします。

9目の埋蔵文化財調査センター費で、151番の「埋蔵文化財調査受託事業」の4,078万8千円は、昨年と比較いたしまして1,519万5千円の増額となっておりますが、これは、受託件数が3件で、合計約1万4,000㎡に対する調査費用でありまして、発掘作業員等の報酬、調査報告書等の業務委託料及び重機等の借上料の増加がその主なものでございます。

次に153番の「埋蔵文化財調査受託事業（ほ場整備）」6,898万1千円は、昨年と比較いたしまして873万1千円の減額となっております。これは、多賀城地区ほ場整備事業の整備地区のうち、約1万2,000㎡に対する調査費用でありまして、調査箇所の変遷検出面が浅いことが推測され、表土の掘削作業を重機の使用から発掘作業員の手掘りが中心となることから、発掘作業員等の報酬は増額となりますが、航空写真撮影業務委託料及び重機等の借り上げ料が大きく減少することによる減額でございます。

次に155番の「調査資料デジタル化事業」57万3千円は、昨年と比較いたしまして149万8千円の減額、及び158番の「埋蔵文化財保存活用整備事業」105万8千円は、昨年と比較して120万1千円の減額となっておりますが、これは、先ほど平成28年度一般会計補正予算（第5号）の報告で御説明いたしましたとおり、国庫補助対象事業メニューが制限されたことによる減額でございます。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

副教育長

次に、債務負担行為の御説明を申し上げますので、資料の8ページ、9ページをご覧くださいと思います。

8ページの上から6番目の「自動車借上料」で、限度額1,159万5千円、設定期間が平成30年度から平成34年度までと設定するものです。うち、教育総務課所管分2台の内訳でございますが、9ページをご覧ください。債務負担行為内訳表の上の段の項目「自動車借上料」の内訳覧5のとおり、普通自動車、軽自動車各1台分で、327万3千円でございます。

続きまして、8ページの「自動車借上料」の一つ下で「パソコン借上料」でございます。期間は平成30年度から平成34年度まで、限度額を5,492万3千円とするものでございます。内訳としまして、9ページでございますが、下の段の「パソコン借上料」の2が教育総務課で「校務用パソコン等借上料」2,165万1千円でございます。先ほど歳出で御説明申し上げましたが、平成29年度に2校、山王小学校と天真小学校の校務用パソコン等の借上料で、各40台分を見込んでおります。その下の3でございますが、「校務用パソコン等借上料」1,082万6千円でございますが、同じく先ほど申し上げました、平成29年度に中学校で東豊中学校の校務用パソコン等の借上料40台分でございます。

以上で債務負担行為の説明を終わります。

次に、歳入の御説明をいたしますので、15ページからご覧いただきたいと思っております。15、16ページと科目順に記載してございます。歳出と同様に前年度との比較を記載しておりますので、新規の項目、特に増減の大きい項目などについて、主な内容を各課長から御説明いたします。

それ以外の、経常的な歳入で前年度と同じ内容のものにつきましては、説明を省略させていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、この歳入の資料につきましては、科目順になっておりますが、説明につきましては、各課ごとに進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず15ページでございます。

教育総務課関係でございますが、16番「城南小学校校舎大規模改造事業交付金」で、歳出でも申し上げましたが、平成28年度で事業が完了しますことから皆減となるものでございます。

それから31番、県支出金「宮城県被災幼児就園支援事業費補助金」で911万2千円でございますが、こちらにつきましては補正の際に申し上げましたが、被災児に対する幼稚園就園奨励費でございます。今年度は当初予算において見込みで計上したものです。補助率は10分の10でございます。

次に裏面の16ページをご覧くださいと思います。

一番下の66番「城南小学校校舎大規模改造事業」で、市債の額が先ほどの歳出と同様、事業の終了に伴う皆減でございます。

学校教育課長

それでは学校教育課関係で、15ページの27番「みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業費補助金」になります。先ほど歳出で御説明した「心のケアハウス運営事業」の財源となります。先ほど申しましたように、歳出事業費のうち30万円は一般財源です。

次に33番「みやぎ防災教育推進協力校事業委託金」で、昨年度の当初予算は0でしたが、その後6月の補正予算で計上していたもので、平成28年度と29年度の2年間の指定を受けておりましたので、平成29年度分25万円の計上となっております。

学校教育課関係は以上となります。

生涯学習課長

続いて、生涯学習課関係です。

15ページ9番の「山王地区公民館使用料収入」は、294万1千円の計上で、前年度と比べて73万6千円の増額ですが、各室等の平成27年度の使用実績や平成28年度の使用状況などを基に、各室使用料や平成29年度から徴収することとなる冷暖房使用料の収入を見込むものでございます。

恐れ入ります、次のページをお願いします。

35番の「子どもの学習支援によるコミュニティ復興支援事業費委託金」の1,332万4千円は、学校支援地域本部事業、家庭教育事業、放課後子ども教室推進事業の実施に係る県委託金でございます。

続いて51番の「読書通帳売払」の36万円は、こどもの読書活動推進のために新市立図書館の開館にあわせて導入した読書通帳のうち、有償で配付するものに係る収入見込額を計上するものでございます。

読書通帳は、市内の中学生以下の子ども達には無償で配付し、それ以外につ

いては実費相当額をいただくこととして、1冊300円で配付しているところ
です。

平成28年度の配付状況などを勘案し、平成29年度におきましては有償で
の配付を1,200冊と見込むものです。

生涯学習課関係は以上です。

恐れ入ります。15ページにお戻りください。

文化財課長

続きまして、文化財課及び埋蔵文化財調査センター関係について御説明いた
します。

表の中段の国庫支出金の社会教育費補助金で、21番の「史跡等購入費補助
金」の1億6千万円は、歳出で御説明申し上げました継続実施している多賀城
跡附寺跡特別史跡公有化事業に対する国庫補助金で、補助率は5分の4でご
ざいます。

23番の「史跡等総合活用整備事業費補助金」の371万1千円は、これも
歳出で御説明申し上げました特別史跡多賀城跡復元整備事業に対する国庫補助
金で、補助率は2分の1でございます。

次に、26番の「市内遺跡埋蔵文化財保存活用整備事業」の255万8千円
は、歳出で計上いたしました埋蔵文化財緊急調査事業、出土品等整理保存事業、
調査資料デジタル化事業、埋蔵文化財保存活用整備事業及び展示・報告会等開
催事業に対する国庫補助金で、補助率は2分の1でございます。

次の16ページをお願いいたします。

諸収入の社会教育費受託事業収入の38番の「埋蔵文化財発掘調査受託」の
1億976万9千円は、歳出で御説明申し上げました埋蔵文化財調査に係る受
託事業収入でございます。

以上で、平成29年度教育委員会所管一般会計歳入歳出予算の報告を終わら
せていただきます。

教育長

ただいまの説明について、質疑ありませんか。

根来委員

教えていただきたいのですが、歳出の3項1目の31番「中学校環境整備事
業」が、当初予算がないというのはどういう理由なのでしょう。

教育長

副教育長。

副教育長

申し訳ございませんでした。「中学校環境整備事業」につきましては、その

上の段で「校務情報化推進事業」の説明を申し上げましたが、平成28年度まではこの校務情報化の内容を「中学校環境整備事業」の方に加えてございまして、これを平成29年度からは、小・中学校ともに別立ての事業として新たに項目を作り、そちらの方で予算を計上した関係上、「中学校環境整備事業」が0ということになっております。小学校も同様となっております。

教育長

よろしいですか。樋渡委員。

樋渡委員

8ページの債務負担行為でパソコンの借上料となっておりますが、これは山王小学校、天真小学校の計80台と東豊中学校の40台で、計120台のパソコンを5年間借りたときの借上料ということなのでしょうか。

教育長

副教育長。

副教育長

そのとおりでございまして、新規に借り上げる分ということでございます。

樋渡委員

生徒さんが使うパソコンなのでしょうか。校務用とあるのですが。

教育長

教育総務課参事。

教育総務課参事

こちらの方は校務用パソコンということで、学校の教職員が使うパソコンを5年間借り上げてリースする料金の限度額となります。来年度に入札にかけて5年間のリース契約を行うもので、児童生徒用については教育用パソコンとして別立てでリースをしております。

樋渡委員

金額からするとかなり性能の高いパソコンを借り上げるのでしょうか。

教育総務課参事

校務用パソコンとしての機器と、先生方でこれからの時期作成する指導要録といった帳票や成績管理といった機能を含むシステムを借り上げる料金も含まれておりまして、機器とシステムの料金ということでございます。機器の中にはプリンタといった周辺機器もあり、それも含んだリース料となります。

樋渡委員

ありがとうございました。それから15ページの歳入の使用料及び手数料に行政財産使用料とありますが、例えば2番目の給食センター建物使用料ですと3万3千円、公民館使用料ですと2万円とありますが、これはどちらに貸した

ものなのでしょうか。

教育長

学校教育課長。

学校教育課長

給食センターの場合は、職員用の自動販売機を置くスペースの使用料です。

教育長

副教育長。

学校教育課長

その他、各施設の用地の電柱や電話柱の設置に係る土地の使用料になります。

樋渡委員

ありがとうございました。

教育長

ほかに質疑ありませんか。根來委員。

根來委員

今回の予算については、必要な事業に対する予算立てということだと思えますが、必要な事業の選出はどのような方法で行われているのでしょうか。例えば2項1目の17番「小学校環境整備事業」の中の、城南小の玄関扉改修といったように、必要な事業に対して予算を付けられていると思うのですが、具体的にはどのような方法で選出しているのでしょうか。

教育長

副教育長。

副教育長

予算につきましては、学校等の状況の確認をしながら、教育委員会としまして全庁的な課題としての整理をしながら、財政当局と調整をして予算計上をするという形になります。

根來委員

一つ意見を言わせていただいてもよろしいでしょうか。

教育長

はい。

根來委員

学校によっては開校以来全く整備をされておらず、そこで過ごす児童や生徒の学習環境が劣化しているスペースもあることはあるのですね。学校からの意見を聴取するということも方法だとは思いますが、また違った何かの方法も講じながら、そこで過ごす教職員や子どもたちにとって必要なお金の使い方と言うのを、もう一つ方法を講じることでよりお金の使い方として効果が上がる

のではないかという気がします。

教育長

副教育長。

副教育長

施設の改修につきましては、大規模であったりあるいは中規模であったりということについて、こちらとしても技術職の部署と調整をしながら、年次的に学校全体の中で計画的なことも十分踏まえながら考えております。委員さんがお話しのとおりで、議会等でも例えばトイレ等のお話しであったりとか、その他いろいろ御質問もいただいておりますので、極力計画的な形で対応していきたいということと、大規模な改修と時期をあわせて実施するといったことも考えてございますが、十分そういったことも踏まえて、財政当局とも十分調整しながら対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

根来委員

ありがとうございます。

教育長

ほかに質疑ありませんか。樋渡委員。

樋渡委員

18ページで2点教えていただきたいのですが、一つは生涯学習課関係で、88番「防災キャンプによる地域力向上事業」で大代公民館と山王公民館の1泊とデイキャンプの予算を取られているとのことですが、大体どれくらいの人数の参加を想定しての予算なのか教えていただけないかということと、もう一つは19ページの生涯学習課関係の「市立図書館管理運営事業」というところで、指定管理料で約2億7千万円と想定されていますが、とても素晴らしい図書館が出来て、多くの皆さんが利用されてとても素晴らしいことだと思うのですが、市で運営していた時と委託した時とで、どれくらいの委託したことによる効果があるのか、それから管理に要する費用がどれくらいか、後ほど構いませんので、教えていただけたらと思います。

教育長

生涯学習課長。

生涯学習課長

まず88番の「防災キャンプによる地域力向上事業」につきましては2箇所で行うということで、一つは大代地区公民館での1泊2日のキャンプがございます。山王地区公民館ではデイキャンプと言いまして、日中から夕方までかかるものです。まず大代地区公民館で行う1泊2日の方については、施設設備に関係もありますので人数についてはこれから計画を立てていくのですが、施設

のキャパシティの問題もありますので、前年度と同じくらいの人数として20人弱ぐらいで出来るかどうかと考えています。これから実際に具体的な検討を進めていきますので、その中で募集人員を確定させていくということになります。一方で山王地区公民館は、日中に行っているということもありますので、泊まりよりも施設の制約がないと考えておりますが、今回初めての取組になりますので、実際にどういったメニューを行うのかということに合わせて、事故のないような、目の届くような人数設定をしたいと思っています。

それともう一つ御質問いただいた113番の「市立図書館管理運営事業」ですが、こちらは図書館が移転開館するにあたって規模も相当大きくなっており、働くスタッフの人数も当然多くなっておりますので、なかなか一概に比較することは難しかったのですが、指定管理者に管理を委託するにあたって多賀城市側の方でも積算等をしておりますので、その資料で比較をしますと直営でやるよりも委託したほうが経費としては安く抑えられるという判断で、指定管理に移行した経緯もあります。こちらにつきましては、資料の方を用意させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

樋渡委員

ありがとうございます。

教育長

他にございますか。

(「なし」の声あり)

質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第3号を承認いたします。

議案第3号 多賀城市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について

教育長

次に、議案第3号「多賀城市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について」、生涯学習課長から説明をいたします。生涯学習課長。

生涯学習課長

それでは、議案第3号「多賀城市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について」を説明させていただきます。

議案関係資料に基づいて説明させていただきますので、55ページをご覧くださいと思います。

はじめに、2の「生涯学習課所管社会教育施設等の運営等の状況」をご覧ください

ださい。

生涯学習課所管の社会教育施設等は、そのほとんどが指定管理者制度を導入しており、施設管理にあつては山王地区公民館、社会教育事業等にあつては中央公民館、山王地区公民館のみが直営となっております。

指定管理者制度が導入されている施設に関しては、当該施設の維持管理や実施事業のモニタリング、指定管理者の指定に関する業務などが生じることとなり、大代地区公民館を除いて、生涯学習課において所管しているところです。

大代地区公民館につきましては、大代地区コミュニティ推進協議会を指定管理者として管理運営を行っているところですが、3の「中央公民館の分掌事務」の項に記載しておりますように、教育委員会組織規則第23条第2項第6号に「大代地区公民館に関すること」と規定されており、指定管理者の指定やモニタリングに関する業務などは中央公民館が担当することとしております。

大代地区公民館の指定管理は平成26年度から開始されており、これまでの管理状況や今後指定管理者の更新時期を迎えることなどを勘案しますと、1の「規則改正の趣旨」をご覧いただきたいのですが、中央公民館の分掌事務のうち「大代地区公民館に関すること」、こちらの項目を生涯学習課へ移管することにより、指定管理施設に係る管理業務が集約され、同業務の効率化を図ることが可能となるとともに、中央公民館における全公民館事業の企画調査、それと連絡調整機能の一層の充実を図ることが可能になると考えられますので、多賀城市教育委員会組織規則の関係規定を改正することとするものであります。

次に、56ページをご覧ください。

56ページの上の方に参考として組織規則に規定する生涯学習課生涯学習系の事務分掌を掲載していますが、こちらのアンダーラインを引いている箇所「市民会館、公民館及び市立図書館に関すること」と総括的に規定しております。このようなことを踏まえて、4の「中央公民館の分掌事務見直しの内容等」をご覧いただきたいのですが、(1)の「具体的見直しの内容」に記載のとおり中央公民館の分掌事務から「大代地区公民館に関すること」を削除いたしますと、組織規則第9条の生涯学習系の分掌事務である「市民会館、公民館及び市立図書館に関すること」が適用されることとなります。

その結果、4の(2)の組織図イメージのとおり、中央公民館と上位・下位の関係にあり、生涯学習課の間接的な所管となっている大代地区公民館が、中央公民館と並列の関係になり、生涯学習課の直接的な所管へと移行することとなります。

以上説明いたしました内容を規則の条文に反映させたものが、57ページの新旧対照表の「新」の状態となります。

最後に、56ページの5の「施行期日」ですが、大代地区公民館の生涯学習課への移管は、事業年度の区切りに合わせて平成29年4月1日から実施することとするものです。

以上説明いたしました内容につきましては、54ページに掲載しております規則の改正文、それと、附則の内容を網羅しておりますので、規則そのものの説明につきましては省略させていただきます。

本案に関する説明は以上です。

教育長

ただいまの説明について、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、採決に入ります。議案第3号について、御異議ありませんか。

(「ありません」の声あり)

異議がないものと認め、議案第3号について原案のとおり決定します。

議案第4号 多賀城市公民館管理規則の一部を改正する規則について

教育長

次に、議案第4号「多賀城市公民館管理規則の一部を改正する規則について」、生涯学習課長から説明をいたします。生涯学習課長。

生涯学習課長

それでは、議案第4号「多賀城市公民館管理規則の一部を改正する規則について」を説明させていただきます。

議案関係資料に基づいて説明させていただきますので、はじめに63ページをご覧ください。1の「規則改正の趣旨」をご覧ください。

山王地区公民館そして大代地区公民館各室の冷暖房使用料につきましては、平成29年4月1日から徴収することとし、冷房の未整備の各室にあつては、整備の進捗に合わせて使用料の額を設定し、徴収することとしていたところ です。

先に説明いたしましたように、平成28年度多賀城市一般会計補正予算(第5号)において、山王地区公民館と大代地区公民館全室に冷暖房設備を整備する経費が認められ、平成29年度中の整備の見通しが立ちましたことから、未設定としていた各室に係る冷房使用料を設定することとするものです。

次に、2の「規則改正までの経過」ですが、昨年12月22日開催の第12回教育委員会定例会において、公民館管理規則の改正の承認をいただいてから今定例会に至るまでの経過を表にまとめさせていただきました。御確認いただきたいと存じます。

次に、3の「改正内容」ですが、新旧対照表に基づいて説明いたしますので、64、65ページをご覧ください。

見開きの右側に記載の表が前回の改正を反映させた冷暖房使用料の表となります。左側の表が今回改正を行おうとしている内容を表した表となります。

アンダーラインの入っている箇所が今回の改正箇所、前回冷房使用料を未設定としていた「－（中線）」表示の箇所の全てに使用料の額が記載されることとなります。

今回設定する冷房使用料の額につきましては、平成28年第12回教育委員会定例会で説明しておりました中央公民館各室の冷暖房使用料を基に、各室の面積、定員等を勘案して設定した冷房使用料（案）の数値を用いています。

恐れ入りますが、63ページにお戻り願います。

4の「施行期日等」ですが、今回の公民館管理規則の改正内容は平成29年4月1日から施行することとし、今回新たに規定する冷房使用料は同日以後の冷房の使用について徴収することとするものです。

以上説明いたしました内容につきましては、60、61ページに掲載しております規則の改正文、それと附則の内容を網羅しておりますので、規則そのものの説明につきましては省略させていただきます。

本案に関する説明は以上です。

教育長

ただいまの説明について、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、採決に入ります。議案第4号について、御異議ありませんか。

（「ありません」の声あり）

異議がないものと認め、議案第4号について原案のとおり決定します。

報告第1号 内館館跡及び新田遺跡の範囲拡大について

教育長

次に、報告第1号「内館館跡及び新田遺跡の範囲拡大について」、文化財課

長から説明をいたします。文化財課長。

文化財課長

それでは、報告第1号「内館館跡及び新田遺跡の範囲拡大について」、御説明させていただきます。資料につきましては、大変申し訳ありませんが、本日配付いたしました資料に基づいて説明いたしますので、そちらをご覧ください。

まず、説明に入る前に、本市の埋蔵文化財についてですが、お手元の資料の「多賀城市の文化財（埋蔵文化財編）」をご覧ください。このように本市には、42の遺跡があり、これを法的には「埋蔵文化財包蔵地」と呼んでおります。市全体の4分の1が、遺跡、包蔵地となっております。

まず包蔵地につきまして、法的規定を若干触れさせていただきます。

埋蔵文化財包蔵地は、文化財保護法第93条の条文で、「貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地」と定義されております。土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、周知されている埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合には、文化庁長官に届け出なければならないという規定となっております。

そのため、埋蔵文化財包蔵地を有する地方公共団体は、同法第95条により、埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならないという規定となっております。

このことから、本市教育委員会といたしましては、今回報告する埋蔵文化財包蔵地の範囲拡大箇所の資料整備、その他その周知の徹底を図っていくものです。

それでは、議案資料69ページと、報告第1号関係資料1の別図1を見比べながらご覧ください。

今回範囲変更する遺跡は、市西部に位置する内館館跡と新田遺跡の2遺跡でございます。いずれも、多賀城地区大区画ほ場整備事業に伴い実施した発掘調査であります、平成27年度からほ場整備の工事では北部工区と称しております南宮地区、市川字新西久保地区や、同じく中部・東部工区と呼んでおります、山王・市川地区等について試掘・確認調査を実施しました結果、南宮地区及び山王地区におきまして、現在周知しております埋蔵文化財包蔵地の範囲外で遺構・遺物が発見されました。

今回、南宮地区の発掘調査がほぼ終了し、同地区での遺跡の範囲がおよそ確定したことや、北部工区のほ場整備にかかる工事が今年度末に完了する見込みであることから、これら南宮地区で新たに発見された埋蔵文化財包蔵地、内館館跡及び新田遺跡について、範囲拡大を行うものでございます。

続きまして、各遺跡の概要及び範囲拡大の事由につきまして、申し上げます。

資料69ページの1の内館館跡及び別図2をご覧くださいと思います。

内館館跡は、本市北西端部の微高地上に位置しており、変更前は古代の土器片が採取される「散布地」として埋蔵文化財包蔵地に登録されていました。拡大前の所在地は、別図2の紫色で塗りつぶしてあります南宮字色の地のごく一部でございましたが、ほ場整備事業に伴う発掘調査の結果、水色の線で囲んである、色の地内内の大部分と伊勢地内を加え、大きく遺跡の範囲が広がるということが明らかとなりました。

調査期間は平成27年10月より開始し、追加工事もあったことから、平成29年3月10日まで調査を実施する予定でございます。

発見した遺構は、古代の建物跡、板材組の井戸跡、畑跡、溝跡や、中世の区画溝、多数の柱跡、素掘りの井戸跡などがあります。このうち、従来の遺跡の外で発見されたものには、古代の畑跡や中世の区画溝であります。ここで報告第1号関係資料2の写真1及び2も併せてご覧くださいと思います。

写真1の①は、クロップマークと呼ばれる遺跡の痕跡を示した写真です。従来の遺跡の範囲を青線で示しましたが、この範囲を超えて、稲の色調が濃い帯状の筋が幾重にも確認できるかと思います。

確認調査の結果、この帯状の筋の真下に、写真1の②のように、幅2から3mの中世の堀跡が発見されました。出土した遺物には、写真2の①にあるような茶臼の上臼、これは、茶を煎じた臼の上物ということですが、それから古銭のほか、瓦質土器と呼ばれる土器の播鉢、漆器碗などがあります。これらの遺物はおおよそ15から16世紀頃のものであり、堀跡の年代の一端を示しているものと考えられます。

一方、写真1の②に映っています鉄塔の奥で、古代の畑跡が確認されました。写真2の②をご覧ください。縦横に細い溝状の遺構が多数確認されております。畑の畝の痕跡と考えられるものでありまして、今回拡大する範囲内のほとんどで同様の遺構が確認されています。

これら遺構を確認した範囲を合わせますと、変更前の遺跡の面積6,500㎡に対しまして、変更後は141,500㎡となり、135,000㎡の拡大となります。

範囲拡大の所見につきましては以上のおりでございますが、これまで内館館跡は古代の土器片等が散布する「散布地」として登録されておりましたが、今回の調査の結果により、範囲の拡大とともに、遺跡の内容も「古代の散布地」から、「古代の集落・生産域」及び「中世の屋敷跡」に変更するものでございます。

続きまして、新田遺跡を御説明いたしますので、議案資料70ページの2の

新田遺跡及び報告第1号関係資料1の別図3をご覧ください。

新田遺跡は、本市北西端部、七北田川の沖積作用により形成された微高地上に位置しており、市内でも有数の規模を誇る遺跡でございます。これまでの調査で、古墳時代に祭祀用の土器を多量に廃棄した遺構や、水田跡、奈良・平安時代の東西大路跡、中世武士階級の大規模な屋敷跡など、数多くの遺構が確認されています。

拡大前の所在地は、別図3の紫色で塗りつぶしてあります山王字北寿福寺・南寿福寺、新田字一里塚・後・新後・西後・六歳等の地内でありましたが、ほ場整備事業に伴う発掘調査の結果、水色の線で囲んである東北本線と県道泉塩釜線の間、南宮字庚申地内を加えた範囲が、新たに遺跡の範囲になることが明らかとなりました。

調査期間は平成28年5月より開始し、内館館跡同様、追加工事もあったことから、平成29年2月24日まで調査を実施する予定であります。

発見した遺構は、古代の畑跡、溝跡、土壇や、中世の溝跡、柱跡などがあります。

別図3と合わせながら報告第1号関係資料2の写真3をご覧くださいと思います。

写真3の①は、東北本線沿いの西側の調査区で、周囲よりも黒く、帯状に伸びる部分が東西方向の溝跡でございます。長さ50m以上に及ぶ大規模なものでありまして、当時の土地利用の在り方を考える上で貴重な成果とりました。写真3の②でございますが、調査区で発見された、中世またはそれ以降と推測される柱穴です。調査区が細長いため、建物としての組合せは不明でしたが、当該区に中・近世頃の居住域があったことと推測されます。

出土遺物には、古墳時代の甕、平安時代頃の須恵器、土師器、須恵系土器があります。このうち古墳時代の甕は4世紀後半頃のものでありますが、残念ながら当該区でこの頃の遺構を発見することはできませんでした。土師器、須恵器、須恵系土器は平安時代頃のものであり、発見した遺構の中にも、この頃のものが確認されています。

これら新田遺跡で、新たに確認した遺跡の範囲を合わせますと、変更前の遺跡の面積571,400㎡に対しまして、変更後は631,800㎡となり、60,400㎡の拡大となります。

範囲拡大の所見につきましては以上のとおりでございますが、当該遺跡の範囲拡大に関しましては、別図3でお示ししているとおり、東北本線により南側の新田字後地区と分断されています。従いまして、遺跡の範囲としてはやや不自然な状況でございますが、今回はあくまでも実際に遺跡を確認した範囲につ

いて拡大するものと考えております。

以上で、報告第1号「内館館跡及び新田遺跡の範囲拡大について」の説明を終わらせていただきます。

教育長

ただいまの説明について、質疑ございませんか。

(「ありません」の声あり)

質疑がないものと認め、報告第1号を承認します。

日程第5 その他

教育長

次にその他に入ります。各委員から特に議題にしたい事項などありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

ないようですので、本日の議案等の審議をすべて終了いたします。

これをもって、多賀城市教育委員会第2回定例会を終了いたします。お疲れ様でございました。

午後6時22分閉会

この議事録の作成者は次のとおりである。

教育総務課 主査 山形 剛大

この議事録の正確なことを認め、ここに署名する。

平成29年3月22日

多賀城市教育委員会

教育長

印

委 員

印

委 員

印